

規定回数を超えるリハビリの選定療養費についてのご案内

疾患別リハビリテーションを行っている患者様で、以下の(1)(2)に該当する場合は保険外併用療養費(選定療養費)として患者様のご負担となります。

(1)疾患別リハビリテーションのそれぞれの個別療法について、患者様の希望に基づき、1日6単位を超えて実施する場合

(2)疾患別リハビリテーションにおいて、患者様の希望に基づき、標準的算定日数を超えて、さらに算定可能とされている1月13単位の限度を超えて実施される場合
料金は以下の通りです。

疾患別リハビリテーション料	保険適用の期間	選定療養費 (1単位 20分につき)
脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅰ)	180日	2,695円(10%税込み)
廃用症候群リハビリテーション料(Ⅰ)	120日	1,980円(10%税込み)
運動器リハビリテーション料(Ⅰ)	150日	2,035円(10%税込み)
呼吸器リハビリテーション料(Ⅰ)	90日	1,925円(10%税込み)

ただし、以下の状態にある患者様は選定療養の対象とはなりませんので、特定療養費の徴収はいたしません。

(1)1日の算定単位数の上限6単位を超えて9単位まで保険適応となる患者様

①回復期リハビリテーション病棟入院料を算定する患者様②脳血管疾患等で発症後60日以内の患者様③入院中の患者様で、早期歩行、日常生活動作の自立を目的として疾患別リハビリテーションを実施する患者様

(2)標準的算定日数を超えて、さらに、月13単位を超えて保険適応となる患者様

①失語症、失認及び失行症の患者様②高次脳機能障害の患者様③重度の頸髄損傷の患者様④頭部外傷及び多部位外傷の患者様⑤慢性閉塞性肺疾患(COPD)の患者様⑥心筋梗塞の患者様⑦狭心症の患者様⑧回復期リハビリテーション病棟入院料を算定する患者様⑨難病患者リハビリテーションに規定する患者様⑩障害児(者)リハビリテーション料に規定する患者様⑪リハビリテーションを継続して行うことが必要であると医学的に認められる方⑫先天性又は進行性の神経・筋疾患の患者

該当される患者様には、事前に入退院受付にてご説明致します。

ご不明な点、ご質問等がございましたら、1階入退院受付までお問い合わせ下さい。